

海外進出  
企業様向

# タックスヘイブン対策税制 ～租税負担割合と適用除外要件～

最近外資系企業の巨額の節税戦略が紙面を賑わせています。日本企業が軽課税国に進出し子会社を設立する場合にはタックスヘイブン（TH）税制の適用に注意する必要がありますが、税負担率テストまたは適用除外要件をクリアすればTH税制は適用されません。本セミナーでは、軽課税国へ進出する顧問先様向けに、TH税制の入口となる税負担率テスト、適用除外要件の判定のポイントを解説します。

日時 平成25年9月26日（木）

9:30～11:30（受付9:00より）

会場 京急第2ビル 9F  
東京コンベンションルームAP品川

講師 税理士 佐久間 裕（あいわ税理士法人）

受講料 受講料：無料（顧問先様限定）



税理士 佐久間裕



JR/京急 品川駅より徒歩3分

## ■解説予定項目■

- タックスヘイブン税制の概要
- 租税負担割合・・・実務上の負担割合の算出方法、諸外国の特殊税制に係るケース・スタディ 等
- 適用除外要件・・・各要件の判定ポイント、統括会社の概要、ケース・スタディ 等

定員 50名（先着順） 申込期限 9月19日（木）

受講票は、申込み期限日以降に、順次メールにてお送りさせていただきます。

**なお、定員に達した場合、お断りさせていただくこともございますので、ご了承ください。**

申込方法 Web: <http://www.aiwa-tax.or.jp/> 最新のセミナー情報の「詳細はこちら」からお申込みください。

Fax: 下記申込書に記入の上、03-5715-3318にお送りください

申込書			
所在地	〒		
会社名			
氏名	フリガナ	所属部署名	
氏名	フリガナ	所属部署名	
メールアドレス	※受付完了のご連絡を差上げます。		
TEL			

ご記入頂きました情報は受講諸手続きに使用させていただくほか、当社サービスに関するご案内に使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。